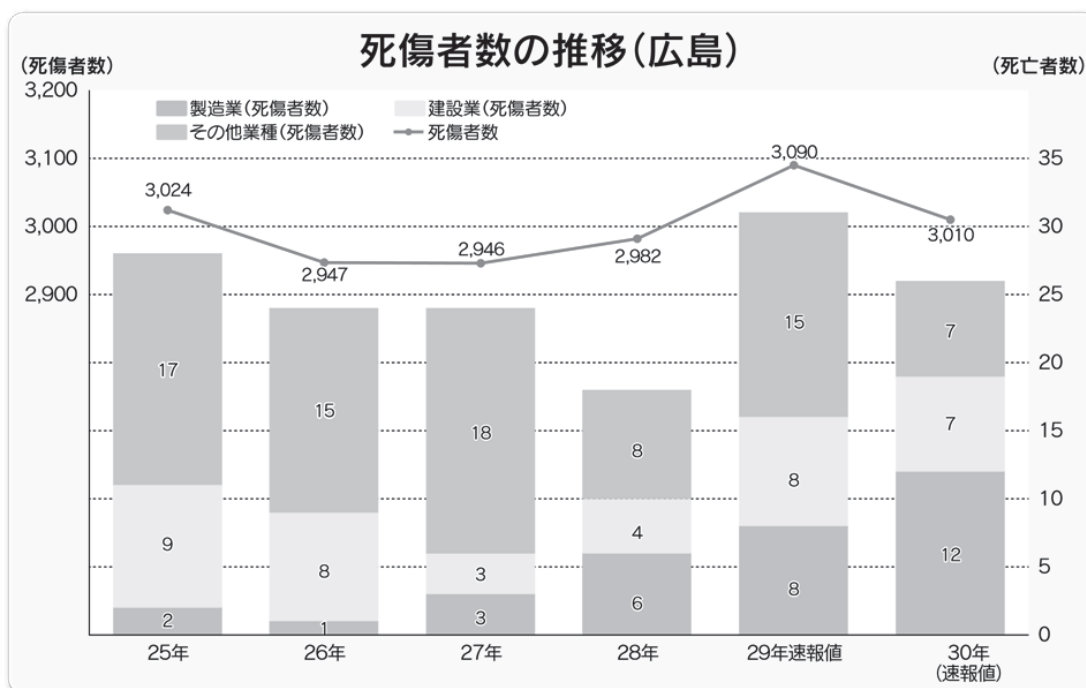


(2) 安全で健康に働ける職場づくりへの取組

- ◇ 労働災害を減少させる取組を行います。
 - 死亡災害の撲滅を目指し、製造業に対しては、機械設備の安全措置等の点検確認及び安全作業手順の徹底、建設業に対しては、「墜落・転落災害」の防止に重点を置いた指導を行います。
 - 外国人労働者については、新たな在留資格の新設に伴い増加が見込まれることから、「危険の見える化」等の取組を促進し、災害防止を進めます。
 - 高年齢労働者については、災害が増加傾向にあることから、高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善や作業内容の見直し等について、広く注意喚起を行います。
- ◇ 労働者の健康確保対策を推進します。
 - メンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知、指導を計画的に行い、ストレスチェックと集団分析、その結果を活用した職場環境改善を促進します。
 - 治療と仕事の両立支援については、広島産業保健総合支援センターと連携して、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等を周知するとともに、「広島県地域両立支援推進チーム」の活動を通して企業の取組の好事例の収集など、関係機関の連携を深め、企業における取組を促進します。



(3) 労働災害にあわれた方又はそのご遺族への迅速・公正な補償への取組

- ◇ 労災保険給付の迅速・適正な事務処理
 - 被災労働者等の迅速な保護のため、労災請求について迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行います。
 - 特に、過労死等事案及び石綿関連疾病事案については、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

